

全建労発 39号
平成28年8月3日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインの改訂等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、建設業における社会保険等への加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となる「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成24年4月）を定めています。

今般、社会保険未加入対策の目標年次まで1年を切ったことから、社会保険等への加入徹底に向けた取組を一層強化するため、別添の通り本ガイドラインの一部を改正した旨、国土交通省より本会宛に通知されるとともに、周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員企業に対して、ご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

あわせて、全国社会保険労務士会連合会及び都道府県社会保険労務士会による相談窓口の設置や個別相談の実施といった相談体制の整備、更には社会保険等未加入対策に関する説明会の開催についても情報提供がありましたので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

（担当：労働部 長尾、吉田）